⑸ Delivery place : Places within Japan to be designated separately.

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in this tender are those who shall :

ⓘ be in good financial conditions and have a good credit standing ;

ⓘⓘ be ranked Grade A or B in the Japan Tobacco Inc. Tenderer Qualifications (Working Wears) for Years 2013 and 2014 ;

ⓘⓘⓘ be deemed able to purchase required material without difficulty ; and

ⓘⓥ possess sewing and other manufacturing equipment necessary for working wears, with such capacity as may be deemed sufficient for the fulfillment of contract.

⑺ Time Limit of Tender : 5 : 40 p.m. 29 May 2014.

⑻ Other : For details concerning this tender, refer to the Tender Document.

⑼ Contact point for the notice : Akiyoshi Nakamura, JT Tokyo Procurement Service Center JT Shibuya Bldg. 5―1, Nanpeidai-cho, Shibuya-ku, Tokyo-to. 150―8505, Japan. TEL 03―6830―1830

入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

平成26年4月8日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　本田　幸一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第２号

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　篠津中央二期農業水利事業　旧石狩川頭首工撤去建設工事

⑶ 工事場所　北海道岩見沢市、樺戸郡月形町

⑷ 工事内容　固定堰撤去（堰長：155.0m、堰高：2.37m、水叩幅：15.0m（無筋コンクリート撤去：Ｖ　16,000㎥））：Ｎ＝１堰、排砂門門柱撤去（門柱高：20.0m、門柱厚：2.5m、門柱幅：6.0～11.5m（鉄筋・無筋コンクリート撤去：Ｖ　6,800㎥））：Ｎ＝３基、ゲート設備撤去（排砂門扉（ローラーゲート）、他付属設備撤去）：一式、復旧護岸（大型連節ブロック（400kg／㎡））：Ａ　11,400㎡、土工（掘削・埋戻し）：一式、二重締切（一次締切設置・撤去（鋼矢板Ⅳｗ～ⅥＬ型：Ｌ＝13.0～17.0m））：Ｌ　330m、二次締切設置・撤去（鋼矢板Ⅳｗ～ⅥＬ型：Ｌ＝13.0～17.5m、鋼管矢板Ｄ1100～1200　ｔ＝16～19：Ｌ＝24.5～37.5m）：Ｌ　480m、作業構台設置・撤去：一式

⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成29年８月31日まで。

⑹ 使用する主要な資機材　大型連節ブロック（400kg／㎡）：Ａ　11,400㎡

⑺ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻ 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑼ 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑽ 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾ 本工事は、北海道開発局が推進している「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の施策の一環として工事現場におけるCO_2削減量を「見える化」する取り組みとして「環境家計簿」を試行する予定であるが、試行の有無については、監督員と協議の上、決定するものとする。

⑿ 本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

⒀ 本工事は、段階選抜方式における二次審査に必要な書面の提出時に、積算に必要な事項について記載した見積書（以下、「見積書」という。）の提出を求め、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶ 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 平成10年度以降に、次のア又はイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

河川内において、鋼矢板又は鋼管矢板を用いた施工延長が100m以上（１件工事内）の二重締切を伴う工事の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、河川内において、鋼矢板又は鋼管矢板を用いた二重締切を伴う工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

イ　より同種性の高い工事

次の㋐及び㋑を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。

㋐ 河川内において、鋼矢板又は鋼管矢板を用いた施工延長が100m以上（１件工事内）の二重締切を伴う工事の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、河川内において、鋼矢板又は鋼管矢板を用いた二重締切を伴う工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋑ 河川を横過する鉄筋コンクリート構造の堰の撤去、又は河川内（堤外）の鉄筋コンクリート構造の橋脚の撤去を含む工事の施工実績を有すること。

㋐及び㋑は同一工事でなくてもよい。

また、ア又はイが確認できる資料（図面等）を添付すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。